

第245回  
福岡県都市計画審議会会議録

令和6年10月29日

福岡県中小企業振興センター 3階301会議室

午後1時30分 開会

(龍田都市計画課長補佐) それでは、定刻となりました。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の龍田と申します。

本日、20名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

資料の確認に入ります前に、前回の審議会以降、委員6名に交代がありましたので御紹介いたします。

まずは、学識経験のある方である1号委員の方です。一般社団法人福岡県農業会議会長の柳繁彰様。

(柳委員) 柳繁彰といいます。よろしくお願ひします。

(龍田都市計画課長補佐) 続きまして、関係行政機関の職員である2号委員の方です。福岡財務支局長の福島秀生様、本日は代理として阿部様がおいででございます。

(福島代理委員) 阿部でございます。

(龍田都市計画課長補佐) 九州経済産業局長の星野光明様、本日は代理として荒木様がおいででございます。

(星野代理委員) 荒木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(龍田都市計画課長補佐) 九州運輸局長の原田修吾様、本日は代理として辻様がおいででございます。

(原田代理委員) どうも、辻です。よろしくお願ひします。

(龍田都市計画課長補佐) 九州地方整備局長の森田康夫様、本日は代理として小柳様がおいででございます。

(森田代理委員) 小柳です。よろしくお願ひします。

(龍田都市計画課長補佐) 福岡県警察本部長の住友一仁様、本日は代理として古城様がおいででございます。

(住友代理委員) 古城です。よろしくお願ひいたします。

(龍田都市計画課長補佐) 以上の6名の方に御就任いただきました。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

資料は全部で9点ございます。まず、本日の配席図、委員名簿、次第でございます。以

下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。1点目は、第3844号議案、A3判及びA4判のものでございます。2点目は、同議案に係る委員用資料、A3判のものでございます。3点目は、同議案に係る意見書の要旨、A4判のものでございます。4点目は、第3845号議案、A4判のものでございます。5点目は、同議案に係る委員用資料、A3判のものでございます。最後に、当審議会の参考資料としまして、条例、規則でございます。

以上、次第等を含めまして全部で9点でございます。配付漏れはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっております。折登様、どうぞよろしくお願ひします。

(折登会長) それでは、定足数に達しているということですので、第245回福岡県都市計画審議会を開催いたしたいと存じます。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従い、正面に向かって右側から委員番号順とさせていただいておりますので御了承願います。番号につきましては配付資料の審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もございます。挙手をしていただきますとマイクをお持ちいたしますので、御自分のお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

本会議は公開となっております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穩に傍聴していただきますよう御協力を願い申し上げます。

本日は、審議について報道していただけるとのことで、報道機関の方が取材にお見えになっておりますので、撮影の時間をしばらく取りたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) では、若干、撮影の時間を設けます。

[撮影]

(折登会長) では、これから先についてはカメラ撮影等を一切お断りしておりますので、その旨よろしくお願ひいたします。

では、審議に入ります。本日御審議いただきます議案は、第3844号及び第3845号の2議案となっております。

まずは第3844号議案について、幹事であります県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(西都市計画課長) 県の都市計画課長をしています西でございます。

それでは、議案番号第3844号、京築広域都市計画道路の変更について、お手元のA3資料の委員用資料並びに前方のスクリーンにて御説明させていただきます。

まずは、路線を追加します地域の概況を御説明いたします。前方のスクリーンを御覧ください。

京築地方に位置するみやこ町は、東九州自動車道をはじめ国道201号が横断、国道496号が縦断し、広域的な道路網が形成されております。また、地域内の主要な道路網として県道椎田勝山線や行橋添田線が通っており、当該地域内における道路網が形成されております。

今回路線の追加を行いますのは、みやこ町の町内における国道201号のバイパスでございます。苅田町から行橋市については平成8年に都市計画決定がされており、苅田町から行橋インターチェンジまでの間は平成25年度に事業が完了し、供用しております。

なお、本バイパスの整備を行う事業予定者は、国土交通省九州地方整備局となっております。

では、今回都市計画決定を行おうとしています路線について御説明いたします。委員用資料の1ページ目をお開きください。

左上の概要についてでございます。国道201号は、福岡市東区を起点としまして、九州自動車道の福岡インターチェンジ、筑豊地区を通りまして、東九州自動車道の行橋インターチェンジを連結し苅田町を終点とする、福岡県北部の横断軸として人流、物流を支える重要な広域の幹線道路でございます。さらに全線を通して、平常時、災害時を問わない安定的な輸送の確保を目的としました重要物流道路にも指定しております。

しかしながら、みやこ町の区間では、生活交通と通過交通が混在し、1日当たり約2万台を上回る交通量であるにもかかわらず、2車線しかない現況の道路ではその需要に対応できていない状況でございます。

これにより、特に勝山新町交差点を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、結果としまして、交通事故の多発、公共交通の遅れ、円滑な救急搬送の阻害といった、地域にとって改

善すべき喫緊の問題が長い間生じております。

そのため、これらの課題を解決するために、みやこ町における円滑な地域内交通の確保及び重要物流道路としての定時性の向上を図るため、国道201号バイパス線を都市計画決定するものでございます。

路線の概要としましては、延長約5,490メートル、代表幅員27.25メートル、4車線の幹線街路になります。起点は仲哀トンネル付近のみやこ町勝山松田字芝原、終点は行橋市との境でありますみやこ町勝山黒田字小長田になっております。

続きまして、委員用資料の2ページ目をお開きください。

こちらは、計画図を詳細なルートが確認できますように3分割にしております。資料の左側が香春町、右側は行橋市方面となっております。都市計画道路区域になります範囲を赤色で示しております。

ルートの選定については、集落の分断や商業施設、工場、公共施設、古墳、史跡などへの影響を可能な限り回避した案にされていることを、事業予定者の九州地方整備局に聞いているところでございます。

本計画は、仲哀トンネル付近を起点としまして、国道201号との分岐からバイパス形式となり、交差する国道201号や県道椎田勝山線は立体交差になっております。

続いて、委員用資料の3ページ目をお願いいたします。

3分割の2枚目となっております。二級河川の初代川や長峡谷川を橋梁構造で横断し、みやこ町役場の南側を通過するルートになっております。

続いて、委員用資料の4ページ目をお願いいたします。

3分割の3枚目になっております。交差します県道長尾稗田平島線、国道201号とは立体交差になり、行橋市との境が終点になっております。

続いて、委員用資料の5ページ目をお願いいたします。

バイパスへの乗り入れの箇所と幅員について御説明いたします。

まず、起点付近になります国道201号との分岐点は、平面交差になっております。また、県道の椎田勝山線及び長尾稗田平島線との2か所において、インターチェンジ方式による立体交差により乗り入れが可能となっております。

幅員についてでございますが、当該路線は代表幅員が27.25メートル、4車線の都市計画道路になっております。計画交通量は1日当たり1万7,300台から2万8,500台が想定されており、道路構造令による3種1級の道路に区分され、標準的な幅員を採用しております。

す。

また、定時性の向上や災害に強い道路として、盛土構造を基本に計画されています。現時点では事業化前の段階であり、現地の測量や詳細設計がまだ実施されておりません。このため、盛土を含めた道路としての必要な区域が明確にはなってございません。今回は、代表幅員分の27.25メートルを都市計画の決定の幅として決定したいと思っております。

次に、平面交差部には右折レーンを3メートル、立体交差部にはランプとなります標準的な幅員を追加しまして、都市計画決定の幅としたいと思っております。

続きまして、これまでのスケジュールについて御説明いたします。委員用資料の1ページ目にお戻りください。右下のスケジュールについてでございます。

令和6年4月17日から4月30日までの2週間、都市計画原案の閲覧を行っております。その結果、閲覧者数は23名、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

次に、令和6年8月7日から8月20日までの2週間、都市計画案の縦覧を行っております。結果は、縦覧者が13名、意見書は1名の方から御提出されております。

次に、みやこ町への意見照会を行いましたが、町としては異議なしとの回答を頂いております。

それでは、縦覧の際に御提出された意見書の要旨について御説明いたします。A4の都市計画案に係る意見書の要旨の資料並びに前方のスクリーンを御覧ください。

農地に関する御意見が1件ありました。御意見といたしましては、上田地区の農地は長年育ってきた優良農地であり、経営基盤のハウスも計画にかかることから、この道路の計画には反対です。道路を拡幅（現道拡幅）し、農地を守ることが未来の子供たちのためになるという御意見を頂いております。

この御意見に対します見解について御説明いたします。前方のスクリーンを御覧ください。

御意見がありました上田地域については、おおむねこの区域になります。国道201号の現道の周辺においては、みやこ町の役場や学校などの公共施設、北側には指定文化財等が点在しております。

また、御意見にあります現道を拡幅する整備をした場合、交通量が集中しまして、おおむねの交差点数は変わらない整備が想定されますことから、交差点における渋滞及び事故が懸念されます。

集落の分断や各施設への影響を可能な限り回避し、渋滞の緩和や交通事故の減少など地域の課題解決に向けて、南側を通る現ルート案が妥当であると考えております。

道路整備に影響します営農者の方々においては、丁寧な事業説明や用地交渉に今後努めてまいるとともに、農地の代替地を求められれば地域に精通していますみやこ町と協力しまして、農地の集積を考慮した代替地を斡旋するなどの対応をしていきたいと、事業予定者の九州地方整備局並びにみやこ町から聞いております。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

本日委員の皆様に御審議いただき御承認を頂けましたら、国土交通大臣協議を行いまして、都市計画変更の決定告示を行いたいと考えております。

すみません、簡単な説明になっておりますが、説明は以上であります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それと、すみません、苅田町を私、「カンダチョウ」と言い間違えました。「カンダマチ」が正しい読み方でございます。

以上です。

(折登会長) 以上ですか。ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問、御異議はござりますでしょうか。

よろしくお願いします。

(辰巳委員) 福岡大学の辰巳でございます。

今回、現道の201号にかなり近接してバイパスを造られるということで、すみ分けが重要かと思っているんですけども、そういう意味では今回は盛土構造ということで、一つ確認をしたいのが、全て単路部はアクセス制限がかかっているのか、あるいはその沿道開発が可能な状況なのか、その辺を教えていただきたいんですけども。

(西都市計画課長) 乗り入れの箇所は先ほど説明しましたように、起点部の201号から分岐する場所は平面の交差点と、県道の椎田勝山線がインターチェンジ方式の乗り入れで、もう一つ長尾稗田平島線で乗り入れができます。その他については、おおむね多分盛土構造になりますので、沿道とのアクセスはできないような形にはなっております。

(辰巳委員) 分かりました。

そうしたときに、3種1級ということで自専道ではないということなんですねけれども、自専道でもいいのかなという気もするんですけども、どういう経緯でそういった歩行者、自転車の通行を認める形の形態になったのか教えていただけますか。

(西都市計画課長) 今、計画をしています国から聞いている情報によりますと、自転車と歩行者のネットワークはちゃんと確保したいということを聞いております。

自専道ではないんですけど、この絵にありますようにほとんどが盛土区間になっておりまして、歩行者と自転車道は盛土の下に確保するような計画を考えているということですので、盛土区間についてはほとんど自専みたいな形にはなっているのかなとは聞いております。

(辰巳委員) 分かりました。ありがとうございます。

(折登会長) 他に御質問、御異議ございますでしょうか。

よろしくお願いします。

(吉田委員) 吉田です。

そもそも、交通事故が多発して公共交通が遅れて、円滑な救急搬送の阻害が生じているということなんんですけど、具体的なデータ等をお教えいただけますか。

(西都市計画課長) データですか。交通事故のデータは、はっきりした数字じゃないんですけど、九州管内の国道の交通事故よりも多いということを聞いております。

それと、救急の輸送の時間なんですが、苅田町に小波瀬病院、二次の救急病院があります。そこに、指標としまして10分圏域の人口のカバー率というのがあるんですが、今、旧勝山町の人口の約7割がカバーできていないような状況です。それがバイパスを整備されることで、おおむねの人が10分圏域の人口のカバーになると聞いております。

(吉田委員) 吉田です。

そうすると交通事故の多発というのは、データ的に検証されていないということなんですか。

(西都市計画課長) いえ。すみません、対象区間の交通事故の数字としましては、示し方はちょっと難しいんですけど、105.3件／億台キロメートル年。

すみません、データの示し方が難しいので、後で詳しく数字は御説明させてもらっていますか。申し訳ありません。

(折登会長) ちょっと私からよろしいでしょうか。

その件もあるので含めて、交通量の増加とか、それから交通事故の多発の解消ということを今回の理由として挙げられているんですけれども、交通事故の多発というのが、例えば現況の道路の構造とか、他の要因とか要素というのも考えられるわけですね。なのでその辺の納得のいく説明、データを事務方にお願いしたいなと思うんすけれども、そこ

をちゃんと整えていただけますでしょうか。

(西都市計画課長) 分かりました。

基本的には、交差点での追突事故が約8割を占めております。事故の率としましても、県内の国道よりもちょっと上回っているという数字が出ているところで、この件数の示し方が難しいですが、交通事故については、対象区間にあります交差点内で、県内の交差点の事故の発生率を上回っているというところでございます。

(折登会長) という事務のほうからの説明ですけれども、私が言って申し訳ない、A3の委員用資料のかがみをめくって1ページ目のところの概要の説明について、もうちょっとと言葉なんかを補足されたほうがいいのではないかと私自身は思っているんですけど、皆様いかがでしょうか。

(松本委員) そのとおり。

(折登会長) と思いますが、その辺、微修正と思いますので、データ等なんかを突っ込んでもうちょっと説得力のある記述にしていただければなと思います。

(西都市計画課長) 分かりました。すみません。そのデータを入れまして、交通事故の発生の状況等を分かりやすく示したいと思います。

(折登会長) そのついでに、ちょっと細かいことで申し訳ないんですけれども、恐らくはその同ページの2段目のところ、「しなしながら」と書いてありますけど、これも「しかしながら」、どうせ直すのでしたらついでによろしくお願ひします。

(西都市計画課長) はい、「しかしながら」でございます。すみません、訂正します。

(折登会長) 他にいかがでしょうか。

はい。

(吉田委員) 吉田です。

修正をしていただけるということであれば、先ほど御意見に対して現道拡幅は無理なんですという説明がスクリーンだけであったと思うんですけども、それは資料にしていたくということはできないんでしょうか。

(折登会長) いかがですか。

(西都市計画課長) 現道拡幅が難しい資料ですか。

(吉田委員) はい。

(西都市計画課長) 分かりました。資料を整理したいと思います。

(折登会長) ということですので、資料を整理して、私も含め委員に配付等周知をお願いい

たしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいですか。

(吉田委員)　はい。

(折登会長)　それでは、他にございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長)　御異議、御質問がないようでしたら、これより本議案の採決を行います。

第3844号議案について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長)　それでは、そのように決します。

引き続きまして、議案番号の3845号についてです。この議案については、県建築指導課長から説明をお願いいたします。

(江頭建築指導課長)　福岡県建築指導課長の江頭でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第3845号議案につきまして御説明をいたします。A4横使いになっております議案書の1ページをお願いいたします。2枚ほど、表紙をめくって次のページをめくつていただき1ページになります。

須恵町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。

次の2ページをお願いいたします。

本件の概要でございます。申請者は、中山リサイクル産業株式会社代表取締役、中山智。敷地の位置は、糟屋郡須恵町大字上須恵字岩ノ下、敷地面積は8,743.85平方メートル。備考になりますが、今回の産業廃棄物処理施設は、木くずを処理するものでございまして、1日当たりの処理能力は340トンでございます。また、同じ破碎機を使用して、一般廃棄物の木くずの処理を併せて行う施設でもございます。

本日付議する理由ですが、建築基準法第51条では、都市計画区域内の卸売市場、火葬場、屠畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものについては、ただし書の規定に基づき、特定行政庁が都市計画上支障ないと認めて許可した場合は設置できるとされています。また、この許可を行う上で、産業廃棄物処理施設については県の都市計画審議会、一般廃棄物処理施設については市町の都市計画審議会の議を経る必要がございます。

本申請の施設は、木くずの破碎中間処理を行う施設であり、1日の処理能力が廃掃法で定めます5トンを超えておりますので、建築基準法第51条で定める処理施設に該当し、許

可が必要となっております。本申請は、産業廃棄物処理施設でございますので、福岡県の都市計画審議会へ付議するものでございます。

なお、一般廃棄物処理施設については、須恵町の都市計画審議会へ令和6年10月24日に付議されておりまして、出席委員全員の同意を得て原案どおり可決となっていることを御報告いたします。

それでは、A3横使いの委員用資料にて詳細を説明させていただきます。併せて前方のスクリーンにも投映いたしますので、どちらかを御覧いただければと思います。

それでは、表紙を開いていただき、図面番号の枝番1の位置図を御覧ください。

図面の上が北となっております。申請地は赤丸部分になります。須恵町役場から南東に約1.6キロメートルのところで、用途地域は工業専用地域です。

続きまして、枝番2、付近見取図を御覧ください。次のページになります。

申請地は赤枠部分で、青塗りをしているところが許可対象の木くず破碎機を設置する箇所となっております。真ん中の中心の青いところになります。

申請地の周辺には、主に工業用の建築物が立地しております。また、申請者は、県の紛争予防条例に基づきまして、今回設置する木くず破碎機から半径300メートル以内の住民に対し住民説明会を行っております。

申請者は、令和5年に生活環境影響調査を実施しており、騒音、振動等について環境基準を満たす予測結果となっております。

また、令和6年4月に須恵町佐谷区を対象とした住民説明会を申請者が実施しております、その際反対意見はなく、地元自治区と環境保全協定を締結しております。

続いて、1ページめくっていただきまして、枝番3の配置図を御覧ください。

今回の敷地は赤枠で囲った部分となり、申請建築物は黄色塗りをしているところになります。

許可対象の木くず破碎機は、建物内部に設置をいたします。また、この施設に対する車両の搬入経路は赤色の一点鎖線の矢印、搬出経路は青色の一点鎖線の矢印で、いずれも敷地東側からの道路がアクセスルートとなっております。

操業時間については8時から18時で、早朝や深夜の作業はないということです。

1ページめくっていただきまして、枝番の4、平面図を御覧ください。

建物左側の木くず置場と書いておりますところに木くずを一時保管した後、中央の赤枠の施設で木くずを木チップへ破碎処理します。破碎処理された木チップを、右側のチップ

置場で一時保管し、チップトレーラーにて搬出される予定です。

もう1枚めくっていただきまして、枝番の5、処理フロー計画図を御覧ください。

この施設近郊で発生する産業廃棄物と一般廃棄物の木くずを、図の真ん中にございます本施設に搬入し、計量をまず行います。それから、異物確認、破碎、ふるい機による選別、出荷という流れで、この緑枠内の処理を施設内部で完結する計画となっております。

これらは木チップ運送業者により搬出され、バイオマス発電燃料や再生ボード原料として再利用がされる予定です。

1枚めくっていただきまして、枝番6、次のページになります搬出入経路図を御覧ください。

木くずの搬入や再生利用するチップ材の搬出は、主に青の点線で示した県道及び町道を経由して行われます。前面道路である町道の大型車の交通量は1日当たり281台でございまして、今回の計画により搬出入台数は想定で最大91台増加となります。敷地内にトラックの一時駐車場を確保する等の対策を行い、粕屋警察署からは交通上支障ないという意見を頂いております。

また、申請地周辺は工業専用地域となっており、須恵町から都市計画上支障ない旨の御意見を頂いております。

以上のことから、当該施設の敷地の位置につきましては都市計画上支障ないものと判断し、本日の審議会にお諮りするものでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御異議はございますでしょうか。

どうぞ、よろしくお願いします。

(吉武委員) 吉武でございます。

これは都市計画審議会ですので敷地の位置について議論するということですね。それについては問題がないと思っていますが、審議会の議案の表の備考のところなんですが、これは産業廃棄物が340トン、それから一般廃棄物が340トンで、別々のように見えるんですが、実は同じものですよねという。

(折登会長) いかがでしょうか。

(江頭建築指導課長) 同じ破碎機を使って処理いたします。

(吉武委員) なので合計340トンですよね。

(江頭建築指導課長) さようです。

(吉武委員) なのでこの書き方だとちょっと誤解を招くんだけれども、こういう書きぶりでいいのかと、記録に残るので、その確認だけ。

(折登会長) そうですね。これは分けて書いてありますけど、それが誤解を生まないような記述で、今どうなるかというのをおっしゃっていただけますか。

(江頭建築指導課長) そうですね。680トンに見えてしまうという御指摘だと思いますので、両方合わせて340トンということで修正をさせていただきたいと思います。

(折登会長) そうですね。その上で一般廃棄物と産廃とでちょっと違うというだけの話で、全体としては340ですね。

(江頭建築指導課長) そうでございます。

(折登会長) ということです。よろしいでしょうか。

(吉武委員) はい。

(折登会長) じゃあその点、分かりやすいというか誤解を生まないような修正でよろしくお願いいいたします。

その他ございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) それでは、ないようでしたら議案の採決に移りたいと思いますが、3845号について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) どうもありがとうございました。

以上で本日の審議は全て終了となります。

ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。

議事録の署名は、吉田委員と吉武委員にお願いいたしたいと思います。

なお、次回審議会につきましては後日事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力を頂きまして、誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。

午後2時11分　閉会

以上のとおり、第245回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会長

折茂 多紀

議事録署名委員

吉武 哲信

議事録署名委員

吉田 奈津子